様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日２０２５年０５月２９日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） たいゆうけんせつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 大　有　建　設　株　式　会　社  （ふりがな） かわなか　　よしお  （法人の場合）代表者の氏名 川　中　　喜　雄  住所　〒460-8383　名古屋市中区金山五丁目14番2号  法人番号4180001037565    　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画2023～2025年度 2. DX戦略ロードマップ 3. 社会的責任に関するTOP MESSAGE | | 公表日 | 1. ２０２３年０７月１０日 2. ２０２４年１０月２５日 3. ２０２４年１２月０４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 大有建設公式HP「中期経営計画」に掲載   <https://www.taiyu.jp/company/philosphy/>  ※上記ページ下部にPDFを掲載 <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/documents/keieikeikaku2023-2025.pdf>   1. 大有建設公式HP「DX戦略ロードマップ」に掲載   <https://www.taiyu.jp/sustainability/dx/>  ※上記ページ中央部にPDFを掲載  <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/documents/DX-promotion-plan.pdf>   1. 「社会的責任に関するTOP MESSAGE」に掲載   <https://www.taiyu.jp/sustainability/dx/>  ※上記ページ中央部にPDFを掲載  <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/images/sustainability/corporate-social-responsibility.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1. 中期経営計画2023～2025年度  P4：中期経営計画の基本方針 「働くすべての人が幸せになる経営を実現する」 2. DX戦略ロードマップ  P5：当社のDX推進は、「大有建設 サステナブル経営」の一部です。   当社のパーパスである「信用と知恵と和をもって、安心・快適な生活環境づくりに貢献する」のもと、 「働くすべての人が幸せになる経営を実現する」ビジョンの実現に向けて、サステナブル経営の取組みを推進します。   1. 「社会的責任に関するTOP MESSAGE」   2023年よりSDGsを取り入れた３ケ年の「中期経営計画2023-2025」に沿って事業活動に取り組んでいますが、「労働者不足と高齢化」「生産性の向上」「地球環境の保全」などの重要な課題を長期的に取り組む「サステナブル経営」を推進する必要があると考え、以下の推進計画を策定して取り組みを始めました。  「DX戦略ロードマップ」では、デジタルトランスフォーメーションを全社で取り組む体制を整え、デジタル技術の導入によって業務効率の向上の他、業務プロセス や企業文化の革新、新規事業の創出を目指していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認後、社内外に公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画2023～2025年度 2. DX戦略ロードマップ | | 公表日 | 1. ２０２３年０７月１０日 2. ２０２４年１０月２５日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 大有建設公式HP「中期経営計画」に掲載   <https://www.taiyu.jp/company/philosphy/>  ※上記ページ下部にPDFを掲載  <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/documents/keieikeikaku2023-2025.pdf>   1. 大有建設公式HP「DX戦略ロードマップ」に掲載   <https://www.taiyu.jp/sustainability/dx/>  ※上記ページ中央部にPDFを掲載 <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/documents/DX-promotion-plan.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1. 中期経営計画2023～2025年度に企業経営の主たる戦略を掲載。   ・P5-P6：「既存事業向上戦略」「新規事業戦略」「環境経営戦略」「働き方戦略」「企業イメージ向上戦略」を決定し、以下の様に記載。  ・既存事業向上戦略  建設DX(ICT施工、BIM/CIM，XRなど）推進  ・環境経営戦略  ペーパーレス化、サステナブル製品の利用  ・働き方戦略  基幹システム更新、RPAやAIを活用した業務の効率化・省人化   1. 大有建設のDX戦略ロードマップに情報処理技術活用の方策（戦略）を掲載。   DX戦略ロードマップ ・P8～P11：  ・開発プロセス改革 商品開発から効果検証までの一連のプロセスをデジタル技術でつなぎ、部門横断的にデータを活用できる体制を整えます。  これにより、部門ごとに蓄積されていた業務データやノウハウ、問い合わせ情報などを共有し、新たな商品開発や既存商品の改善につなげていきます。  ・業務オペレーションプロセス改革 　新基幹システムや協力業者向けEDI（電子取引システム）等の構築により、お客様からの依頼から納品までを一貫したデータで管理します。これにより、従来は部門ごとに完結していた業務を横断的に最適化し、全社的な生産性向上や業務品質の向上を図ります。  ・データマネジメント経営 　変化が激しく予測が難しい時代においては、意思決定のスピードが求められます。以下の取り組みを通じて、迅速な意思決定体制を構築していきます。  ・生成AI等の新技術導入、活用 ・既存市場のない、または少ない分野への参入・進出AIを用いた見積管理システム・ドローン・ロボット等の新技術を用い、建設技術とIT技術を組み合わせることで、既存市場が未成熟、または存在しない分野にも積極的に参入を目指します。これにより、新しい事業機会を創出し、競争優位性を確立します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認後、社内外に公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 大有建設公式HP「DX戦略ロードマップ」に掲載  ※上記ページ中央部にPDFを掲載 | | 記載内容抜粋 | DX戦略ロードマップ ・P5：DX戦略の位置づけ 当社のDX推進は「大有建設 サステナブル経営」の一部です。  ・P6：DX推進体制 当社は、 DX （デジタル・トランスフォーメーション）を中期経営計画の中核戦略として位置づけています。  この取り組みを推進するため、DX推進計画を策定しました。実行にあたっては、部門横断的な活動を推進する専門チームの設置や、各部門での行動計画に組み入れて、進捗管理にはKPI（重要業績評価指標）を設定し、継続的なPDCAを行います。  ・P18-19：デジタル人材戦略の主な取り組み 当社では「ITパスポート」取得を共通の目標とし、基礎的なITリテラシーを習得することで、企業全体のデジタル活用能力を底上げします。また、各DXチームのメンバーを「DX推進レベル」と位置づけ、「愛知県DX人材研修」や「マナビDX」などの外部研修への参加を推奨し、より高度なDX知識やマインドセットを習得します。  　評価・資格・研修・経歴などの情報をデータ化し、適切な人材配置を行うための基盤を整備します。  　また、デジタル技術を積極的に活用する姿勢やスキルを人材評価の指標に加え、建設DXを含む企業全体のDX推進を継続的に促進します。  　また、社内の研修や講習制度を整え、デジタルスキル向上を支援します。これにより、全社員がDX時代の変化に対応し、業務効率や競争力の強化に貢献できるようにします。  ・P20：DXロードマップ 事業向上戦略・デジタル環境整備戦略・デジタル人材戦略のロードマップと主要KPIについて記載。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 大有建設公式HP「DX戦略ロードマップ」に掲載  ※上記ページ中央部にPDFを掲載 | | 記載内容抜粋 | DX戦略ロードマップ ・P7：DX戦略  3つの戦略のうちのひとつを「デジタル環境整備戦略」と定義しています。  ・P12：デジタル環境整備戦略の主な取り組み  デジタル環境整備戦略として、以下の取り組み項目を示しています。  データの安全な利活用：デジタル利用環境の整備、データベース化の推進、情報セキュリティ対策の推進  コンプライアンス：デジタル技術による法規制対応、デジタル技術による労働時間削減  新たな企業の仕組み・組織の運営：DXを推進する組織体制と企業文化の構築  ・P20：DXロードマップ  「デジタル環境整備戦略」を含めた３つの戦略のロードマップと主要なKPIを提示しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画2023～2025年度 2. DX戦略ロードマップ | | 公表日 | 1. ２０２３年０７月１０日 2. ２０２４年１０月２５日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 大有建設公式HP「中期経営計画」に掲載   <https://www.taiyu.jp/company/philosphy/>  ※上記ページ下部にPDFを掲載 <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/documents/keieikeikaku2023-2025.pdf>   1. 大有建設公式HP「DX戦略ロードマップ」に掲載   <https://www.taiyu.jp/sustainability/dx/>  ※上記ページ中央部にPDFを掲載 <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/documents/DX-promotion-plan.pdf> | | 記載内容抜粋 | ①中期経営計画2023～2025年度 ・P6 2025年（70期）の主な目標 ・ICT施工などの積極的活用 （施工件数/年）  ・ペーパーレス（デジタル）化の積極的推進コピー紙の利用 （30%削減）  ②DX戦略ロードマップ ・P20：DXロードマップ 事業向上戦略の主要KPIとして「プロセス改善数」「検討数」  デジタル環境整備戦略の主要KPIとして「手段数」「対策数」「データベース化数」「労働時間削減率」  デジタル人材戦略の主要KPIとして 「改善数」「レベル評価の割合」「資格数」「評価点」 を記載し、設定しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. ２０２４年１０月２５日 2. ２０２４年１２月０４日 | | 発信方法 | 1. 大有建設公式HP「DX戦略ロードマップ」に掲載 <https://www.taiyu.jp/sustainability/dx/> ※上記ページ中央部にPDFを掲載 <https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/documents/DX-promotion-plan.pdf> 2. トップメッセージを公式HPに掲載   <https://www.taiyu.jp/sustainability/dx/>  ※上記ページの中央部に「社会的責任に関するTOP MESSAGE/POLICY」を掲載 　<https://www.taiyu.jp/wp/wp-content/themes/wk_taiyu/images/sustainability/corporate-social-responsibility.pdf> | | 発信内容 | 当社を取り巻く脅威に対するDXの必要性をP2～P3に記載して、情報発信しています。 また、「社会的責任に関するTOP MESSAGE / POLICY」として、DX推進を含めた大有建設の重要課題を長期的に取り組む「サステナブル経営」に関するメッセージを、代表取締役社長 川中喜雄の署名と共に公表しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年９月頃　～　２０２４年９月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマットver2.4により自己診断を行いました。課題に対しては、3年後の目標値、アクションを取り決め、年度毎のPDCAサイクルにより改善に取り組んでいきます。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年９月頃　～　２０２４年１１月頃 | | 実施内容 | ・情報セキュリティ基本指針の策定と社内外への公開 情報セキュリティ基本指針を策定し、社内外へ公開を行いました。 <https://www.taiyu.jp/privacy/>  ・情報セキュリティ自己診断の実施 自己診断結果を添付します。 「(6) （補足資料）5分でできる!情報セキュリティ自社診断.pdf」 自己診断の結果を基に、PDCAサイクルにより、情報セキュリティレベルが向上するようアクションを行っていきます。  ・SECURITY ACTION制度に基づく自己宣言（2つ星） URL：<https://www.taiyu.jp/7493-2/> 記事名：SECURITY　ACTION　2つ星を宣言しました  ・全社VPN網の構築 NTTcommunications Arcstar Universal OneサービスによるVPN網により、安全な拠点間通信が可能なインフラ環境を整備しています。  ・クラウド型のバーチャルUTMによるインターネット通信のフィルタリング 上記Arcstar Universal Oneサービスからインターネット接続する際に、仮想のUTM(vUTM)を通じたフィルタリングを行うことで、セキュリティポリシーを満たさない通信をシャットアウトしています。   URL:Arcstar Universal Oneサービス　およびvUTM <https://www.ntt.com/business/services/network/vpn/vpn.html>   ・クラウド型ソフトウェアによるファイル管理 クラウド型のファイル管理(OneDrive,SharePoint)により、複数バージョンを保持したファイル管理を行っています。  URL：OneDrive <https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-365/onedrive/online-cloud-storage?msockid=18e3bea424cb652d35caad7d251964d9>  URL:SharePoint <https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-365/sharepoint/collaboration>  ・情報処理安全確保支援士の登録（1名） 資料「(6) （補足資料）情報処理安全確保支援士の登録.pdf」  ・全社レベルとして「ITパスポート」を奨励し、社員昇格の推薦要件にも含めることで取得を推進しています。また、ITパスポートに関する社内講習を実施し、社内の人材レベル向上に活用しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。